

令和3年度の介護保険料

問 本庁舎長寿社会課 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906、各総合支所市民福祉課 (☎ 14分)

65歳以上の人の介護保険料は、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定にあわせて3年ごとに見直しを行っています。令和3年度から令和5年度までの3年間の計画において、計画期

間中に必要となる保険給付に係る費用の見込み量などを算定し、それに基づき下表のとおり保険料を改定しています。

【所得段階別の介護保険料】

保険料段階	対象者		年間保険料
1	本人が市民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円以下	22,800円 (38,000円)
2		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が120万円以下	38,000円 (47,500円)
3		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が120万円超	53,200円 (57,000円)
4	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円以下	64,600円
5(基準)		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円超	76,000円
6	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	91,200円
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	102,600円
8		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	125,400円
9		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	140,600円
10		本人の前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満	152,000円
11		本人の前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満	159,600円
12		本人の前年の合計所得金額が820万円以上	167,200円

※太字は、公費負担により実施する低所得者の介護保険料の負担軽減による保険料。()内は、負担軽減前の保険料。

【令和3年度の介護保険料】

65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法については、7月中旬にお送りする納入通知書でお知らせしますので、必ず内容をご確認ください。

【介護保険利用者負担割合証をお送りします】

介護サービスの利用者負担の割合(1～3割)は、7月中旬に要支援・要介護認定を受けている人と、事業対象者に該当する人全員にお送りする「介護保険負担割合証」(黄緑色)をご確認ください。
なお、介護保険負担割合証の有効期間は8月から翌年7月までの1年間です。



お届けします！ふるさと鳥取の味【8月便】

問 トットリ・アフトピア協会(農政企画課内) ☎ 0857-20-3237 ☎ 0857-20-3947

料金 1個当たり4800円(税込) 料金後払い

※送料や支払い方法など、詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。

申込み インターネットがファクシミリで申込み

発送予定日 8月6日(金) 発送予定

申込締切 7月30日(金)



発送内容

巨峰・大黒なす美・らっきょう甘酢漬・シャキシャキきのこの炊込ご飯の素・自然薯かりんとう・えごま味噌・うまいっ茶・万葉かき餅・あらげきくらげ・ふきよせ姫もちカップ入り (10品)

※品目・発送は、変更する場合があります。

後期高齢者医療制度

問 本庁舎保険年金課

☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにお送りします。

年金から天引き(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方法による徴収(併用徴収)の場合があります。詳しくは納入通知書でご確認ください。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月半ばから月末にかけて、8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証と現役並み所得者の限度額適用認定証の更新および交付

非課税世帯の人が対象の「限度額適用・標準負担額減額認定証」と、現役並み所得者(自己負担割合が3割の人)で同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の人が対象の「限度額適用認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

【現在お持ちの人】

適用区分が該当と確認できた人には、8月1日から1年間有効の新しい認定証を被保険者証に同封して送付します。※窓口での更新手続きは不要

【新たに手続きされる人】

窓口 本庁舎13番窓口、各総合支所市民福祉課
手続きに必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・認め印
- ・代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

国民健康保険「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新手続き

問 本庁舎保険年金課

☎ 0857-30-8222 ☎ 0857-20-3906

お手持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。

受付 7月9日(金)～

窓口 本庁舎9番窓口、各総合支所市民福祉課
手続きに必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・窓口に来られる人の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ・マイナンバーのわかるもの

10月1日から100円循環バス「くる梨」が“新路線”で運行します

問 本庁舎交通政策課

☎ 0857-30-8326 ☎ 0857-20-3953

令和元年10月から実施した新路線案での実証運行の結果を踏まえ、全コースのダイヤ改正および、青コースの一部ルート変更を行い、10月1日から新路線での運行を開始します。ご利用の際は、変更点をご確認ください。

変更点①

鉄道や路線バス、他のくる梨との接続を改善するため、全コースのダイヤを改正します。

変更点②

青コース・Aルートの「新品治」バス停を廃止し、全便が相生町周辺を経由するルートに変更します。また、青コース・Aルートは、とりぎん文化会館周辺の経路を廃止します。

詳しい路線図・新路線のダイヤは、本市公式ホームページでご確認ください。



※新路線の時刻表は、9月1日(水)から配布予定です。

配布場所：鳥取バスターミナル、鳥取市観光案内所(鳥取駅構内)、市役所本庁舎など

★便利でお得な定期券や回数券、1日乗車券を販売しています。是非、ご利用ください。

鳥取市の海水浴場

問 本庁舎観光・ジオパーク推進課

☎ 0857-30-8292 ☎ 0857-20-3947

※白兎海水浴場・鳥取砂丘海水浴場は開設しません。

■小沢見海水浴場 7月18日(日)～8月22日(日)

問 小沢見観光協会

☎ 0857-59-6007(竜宮城)

■賀露みなと海水浴場

7月17日(土)～8月15日(日)

問 賀露みなと観光協会

☎ 0857-28-1004(山田屋)

【海水浴場の事故に遭わないための注意事項】

- ・十分な準備運動をしましょう
- ・飲酒後の遊泳はやめましょう
- ・天候にも注意しましょう
- ・子どもから目を離さないようにしましょう
- ・流されたり溺れた人を発見したときは、周囲の人に助けを求めてください。

